

財務省告示第五百五十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十五年七月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年八月八日

財務大臣臨時代理

國務大臣 龜井 善之

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利子
利付国庫債券（十年）（第二百五十一回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一條	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資金による引受け	額面金額で二千八百十六億円	二千七百九十九億千四百万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年七月二十二日	額面金額百円につき九十九円四角	十銭	年〇・九パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額

の払込み

に、加え、次の算式により算出し、た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{32}{365}}$$

十三 初期利子

平成十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金

平成二十五年六月二十日

十六 元金

日本銀行

十七 払込期日

平成十五年七月二十二日